

議案第58号 小松島市学校医等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

条例で引用している法律名に誤りがあったため、所要の改正を行うもの。

小松島市学校医等公務災害補償条例(平成14年小松島市条例第10号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害</u>に関する法律(昭和32年法律第143号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき市立学校の非常勤の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の公務上の災害(負傷，疾病，障害又は死亡をいう。以下同じ。)に対する補償(以下「補償」という。)の範囲，金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律</u>(昭和32年法律第143号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき市立学校の非常勤の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の公務上の災害(負傷，疾病，障害又は死亡をいう。以下同じ。)に対する補償(以下「補償」という。)の範囲，金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>改正</p>